

宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしいまちの実現のための取組をいう。）をはじめとして、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 防犯意識の啓発に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 災害時における支援に関すること。
- (4) 前3号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。甲及び乙は、要請に可能な限り協力する。

2 前項の要請に関し、連携・協力の内容、実施方法、報酬等その他具体的な条件について、甲乙協議の上、別途定めるものとする。ただし、災害時に関する協定など別途協定書を締結している場合には、当該協定書の定めを優先する。

3 甲及び乙は、第1項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年（2021年）12月22日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

山崎晴恵

乙 兵庫県尼崎市潮江1-3-43

総合警備保障株式会社 阪神支社

支社長

夏木亮一